

津山市土地開発公社解散プラン

平成 24 年 11 月

津山市

津山市土地開発公社解散プラン目次

はじめに	P 1
1 公社の概要	P 2
(1) 設立の目的	P 2
(2) 設立の経過	P 2
(3) 設立団体	P 2
(4) 基本財産（出資地方公共団体及びその額）	P 2
(5) 組織	P 2
2 公社の現状分析	P 2
(1) 財務状況	P 2
(2) 公社の未処分用地を巡る現状	P 5
(3) 公社の事業が現状に至った経緯と対策	P 6
(4) 公社の経営悪化の要因と対策	P 9
3 解散の必要性とその具体的方策	P 11
(1) 公社経営健全化への取り組み経過と経営検討委員会の検討結果	P 11
(2) 三セク債の概要	P 11
(3) 解散の必要性について	P 12
(4) 解散に向けた具体的な方策について（解散スキーム）	P 13
4 解散計画	P 14
(1) 解散時期	P 14
(2) 解散に係る手続き	P 14
(3) 今後のスケジュール	P 16
5 三セク債発行に係る財政シミュレーション	P 16
(1) 三セク債の発行額及び発行時期	P 16
(2) 起債償還計画	P 16
6 三セク債発行が市財政に与える影響	P 17
(1) 長期財政見通し	P 17
(2) 財政健全化への取り組み	P 18
(3) 「さらなる行財政改革」の取り組み実施後の財政見通し	P 20
(4) まとめ	P 20
7 総括	P 21

はじめに

津山市土地開発公社(以下「公社」という。)は、昭和48年に設立された本市の外郭団体であり、公有地の先行取得や工業団地の造成など、本市のまちづくりに大きな役割を担ってきました。

しかし、公社の経営状況は、金融機関や本市からの多額の借り入れにより、約149億円に上る負債を抱えるのに対し、資産は、津山産業・流通センター分譲地などを保有するものの、評価額が約95億円にとどまっており、約54億円の累積損失を抱える、極めて厳しい状態となっています。

また、公社の事業内容も、先行取得公有地を含めた未処分用地の処分は一部を除き進展せず、リース料などの公社の事業収入は限定的であるため、公社単独による経営改善は、実質的に困難と言わざるを得ない状況です。

このような状況の中、本市においては、平成18年3月に公社の経営健全化計画を策定し、土地開発基金による先行取得公有地の買い戻し、地域づくり基金からの低利子貸付及び年間の支払利息に対する利子補給を行い、長期保有土地の簿価総額の縮減を図るとともに、借入金の残高の圧縮(平成18年3月末時点から約12億円を削減)に努めてきました。

しかし、同健全化計画は、国による第三セクター等改革推進債(以下「三セク債」という。)制度の創設前でもあったことから、抜本的な解決を図ることができる内容とはなっていませんでした。

また、本市は、金融機関からの公社の借入金(平成23年度末時点で約114億円)に対して債務保証を行っているため、仮に、公社が破産や債務不履行に至る事態になれば、金融機関から債務保証の履行を求められるリスクを抱えている状況です。

こうした問題意識に立ち、本市は、平成21年2月に「津山市外郭団体経営検討委員会(以下「経営検討委員会」という。)」を設置し、公社を含めた本市の外郭団体の抜本的な経営改革に向けた調査・検討を行ってきました。

経営検討委員会の検証結果については、平成22年3月に「外郭団体の経営改革に関する見解」としてまとめられ、公社の事業再生・整理については「この負の遺産の整理を将来に先送りすることなく、抜本的解決を図るためにも、三セク債の活用を前提に、金融支援に踏み込んだスキームの構築を検討すべきである。」と結論付けられました。

公社の問題は、市政における長年の課題であり、本市としては、平成22年4月以降、三セク債の活用による公社の解散を視野に入れ、公社の債権債務の整理スキームの構築や三セク債の活用を前提とした財政計画などを検討し、ここに「津山市土地開発公社解散プラン」として取りまとめることに至ったものです。

本プランは、このような公社を取り巻く厳しい現状を認識した上で策定したのですが、公社の解散を行うことは、公社の債権と債務が整理され、将来にわたる本市の財政健全化に資する対策である反面、三セク債の償還などの長期にわたる多額の財政負担を伴うものであり、本市にとって大きな判断となります。

本プランは、関係者などとの合意が必要な流動的要素も含まれていますが、市議会及び市民の皆様の御理解を賜りながら、限られた時間の中で論議をいただき、来年3月定例市議会に三セク債と公社解散の関連議案を提出する方針です。

1 会社の概要

(1) 設立の目的

会社は、公共用地・公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的に、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「公拡法」という。）第10条第1項の規定に基づいて設立された法人です。

(2) 設立の経過

昭和48年7月19日 岡山県知事設立認可

同年8月1日 設立（登記完了）

昭和56年4月13日 近隣4町（旧勝北町、旧久米町、鏡野町、勝央町）が追加出資

(3) 設立団体

津山市

(4) 基本財産（出資地方公共団体及びその額）

700万円（津山市600万円、鏡野町50万円、勝央町50万円）

(5) 組織

役員 理事7名（うち理事長及び副理事長各1名） 監事2名

職員 2名（事務局長外1名）

2 会社の現状分析

(1) 財務状況

平成23年度決算の状況

会社の平成23年度末時点における財務状況は、津山産業・流通センターの分譲地の時価評価などにより、資産が約95億円であるのに対して、負債が約149億円となっています。

前述のとおり、累積損失が約54億円に上っており、会社は債務超過の状態です。

一方、収支は、損益計算書

に示すとおり、平成21年度において、前述の分譲地の土地評価損を特別損失として計上したため、当期純損益は約50億円の大幅な赤字となりました。

それ以降は、支出が経費の支払いなどに限られるため、経常損益段階において黒字の決算に

貸借対照表

(単位:千円)

資産の部	9,463,392	負債の部	14,842,709
流動資産	7,910,246	流動負債	14,811,620
現預金	391,427	短期借入金	14,790,000
未収金	1,384	未払費用	21,616
公有用地	2,154,374	預り金	4
代行用地	61,129	固定負債	31,089
完成土地等	5,301,932	その他の固定負債	31,089
固定資産	1,553,146	資本の部	5,379,317
有形固定資産	164	基本財産	7,000
投資その他の資産	1,552,982	欠損金	5,386,317

転じ、平成 23 年度も若干の経常利益を計上していますが、これは、本市による公社の支払利息負担への利子補給措置によるものであり、実質的には赤字経営が続いています。

なお、直近の決算の推移の状況は、次表のとおりです。

損益計算書

(単位:千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
事業収益(A)	1,008,698	28,534	115,774	109,315	196,971
公有地取得事業収益	931,559	0	66,630	39,372	0
土地造成事業収益	65,092	26,837	47,447	67,906	195,380
あっせん等事業収益	12,047	1,697	1,697	2,036	1,591
事業原価(B)	1,004,025	55,201	104,064	76,445	166,040
公有地取得事業原価	886,374	27,959	63,685	37,054	0
土地造成事業原価	105,563	25,562	38,699	37,375	164,465
あっせん等事業原価	12,088	1,680	1,680	2,016	1,575
事業総損益(A-B)	4,673	26,667	11,710	32,870	30,931
販売費一般管理費(C)	70,558	85,810	10,008	16,578	10,469
事業損益(A-B-C)	65,885	112,477	1,703	16,292	20,462
事業外収益(D)	252,843	356,115	241,327	250,998	247,685
受取利息	315	337	171	183	127
雑収益	4,041	810	241,155	250,815	247,558
負担金収益	210,853	336,835	0	0	0
引当金取崩収益	37,635	18,133	0	0	0
事業外費用(E)	200,000	271,342	237,956	245,304	245,586
支払利息	200,000	271,342	237,902	245,304	245,586
雑損失	0	0	54	0	0
経常損益(A-B-C+D-E)	13,042	27,704	5,074	21,987	22,561
特別損失(土地評価損)	0	0	4,986,493	0	0
当期純損益	13,042	27,704	4,981,419	21,987	22,561

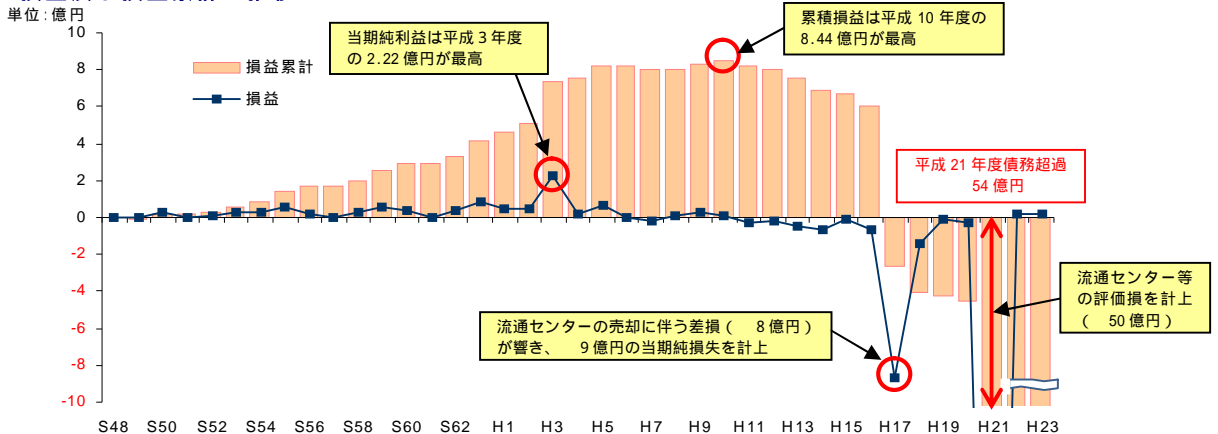
損益及び損益累計の推移

公社設立以来の損益及び損益累計の推移をみると、損益については、平成 10 年度の津山産業・流通センターの分譲開始までは黒字化した年度がほとんどですが、以降は赤字の傾向にあることが見て取れます。

また、平成 17 年度においては、約 7 ヘクタールを超える津山産業・流通センター分譲地が売却できましたが、約 10 億円の売却収入に対する原価は約 18 億円に上っており、約 8 億円の差損が発生したことなどが影響して、当期純損失は約 9 億円のマイナスとなっています。

平成 17 年度以降は、実質的に損失を計上し続け、累積損益も赤字に転じています。

損益及び損益累計の推移



保有資産の概要

公社の事業は、地方公共団体等の依頼を受けて土地の先行取得などを行う公有地先行取得事業と、公社が自らの判断で工業団地や住宅団地の土地造成などを行う土地造成事業（プロパー事業）に大別されます。

公有地先行取得事業としては、平成 24 年 3 月末現在で、都市公園整備事業（井口）、廃棄物最終処分場建設事業（綾部）など、市内の 3 地区で用地を保有しています。

また、プロパー事業としては、津山産業・流通センター建設事業があり、現在も、事業用地の分譲、賃貸、管理などの業務が公社により行われています。

主な未処分用地（平成 23 年度決算より）

事業名等	地区	総面積（㎡）	簿価（百万円）	備考
公有地取得事業		171,112	2,216	
廃棄物最終処分場建設事業	綾部	107,500	556	
廃棄物最終処分場建設事業（代行用地）	綾部	22,917	61	
建設残土センター建設事業	綾部	12,984	52	
都市公園整備事業	井口	27,274	1,530	
院庄・横山線用地	一方	437	17	
土地造成事業（プロパー事業）		559,889	6,851	未誘致区画は25ha
津山産業・流通センター（リース以外）	戸島 他	512,856	5,298	従前簿価は約100億円
津山産業・流通センター（リース分）	戸島 他	47,033	1,553	

平成 24 年 3 月末時点における津山産業・流通センター分譲地の簿価は、平成 21 年度決算において、特別損失を約 50 億円計上したことにより、未分譲地部分が約 53 億円、リース用地部分が約 15 億円の合計 68 億円となっています。

すなわち、現分譲価格で分譲地を完売したとしても、特別損失計上分の差損は回収できず、また、分譲地の売却だけでは、津山産業・流通センターの整備に伴う借入金（現在の残高は、約 129 億円）を全額返済できないことを意味しています。

一方、平成 24 年 3 月末時点の分譲率は約 4 割であり、分譲開始から 13 年が経過していることから試算すれば、分譲のペースは年 3 パーセント程度となります。

したがって、仮に、これまでのペースで分譲が進んだとしても、完売できるのは 20 年程度先となるため、企業立地の促進が、この問題の解決に向けて大きなポイントになります。

なお、未処分用地には、この他にも、草加部をはじめとした工業団地や西吉田などの住宅団地の法面、ため池、公園などの処分が困難な土地や、公共事業関連の残地などが残っており、公社の解散手続きに当たっては、こうした土地の整理も必要です。

借入金の状況

公社の借入金の総額は、平成 24 年 3 月末時点において、147.9 億円に上っており、毎年の支払利息負担も多額となっています（平成 23 年度決算では約 2.46 億円）。

公社が金融機関から借り入れを行うに当たっては本市が債務保証を行っており、公社において債務不履行が発生すれば、金融機関は本市に対して保証の履行を求めることが想定されます。

また、公社の支払利息負担に対しては、平成 18 年度以降、経営健全化計画に基づき、本市が一部を利子補給しており、平成 23 年度までの利子補給の累計は 12.66 億円に及びます。

このように、本市は、公社の借入金の整理を図らなければ、長期にわたって、利子補給を継続していかなければならない状態であり、市場金利の動向などからも、公社の債務を抜本的に整理する必要があります。

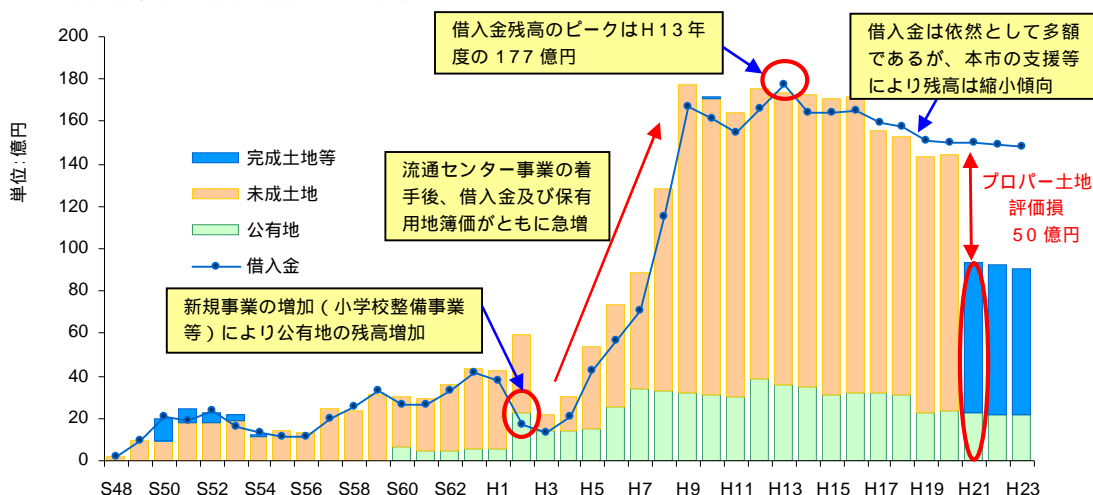
公社保有用地と借入金の関係

次に、公社の保有用地と借入金の推移をみると、津山産業・流通センターの整備に着手した平成 2 年度以降、借入金残高と保有用地簿価は急激に伸びています。

公社の借入金は、平成 13 年度をピークに減少傾向にあります。公有地の買い戻しや、津山産業・流通センターの分譲が進展していないことから、借入金残高は高止まりの傾向で推移しており、こうした相関関係からも、保有土地の処分などの枠を超えた抜本的対策が不可欠といえます。

一方、保有用地簿価は、土地開発公社経理基準要綱（昭和 54 年 12 月 19 日付け自治大臣官房地域政策課長通知）及び土地開発公社の抜本的改革について（平成 21 年 8 月 26 日付け総務省自治行政局地域振興室長通知）の規定に基づき、時価評価による減損処理（評価損が約 50 億円）を行った平成 21 年度に大きく減少しています。

土地公社保有用地及び借入金の推移



(2) 公社の未処分用地を巡る現状

公社の未処分用地を巡る経過

公社は、昭和 48 年の設立以来、公有地の先行取得事業を中心に、事業資金を金融機関から調達しながら事業を進めてきました。

また、事業収入は、主に本市が買い戻しを行う時に支払う事務費や、津山産業・流通センターなどの土地造成事業における収益、用地の賃貸による地代などであり、こうした収入をもつ

公社の未処分用地を巡る経過

平成元年	津山市が廃棄物最終処分場（綾部）建設事業に係る土地先行取得事業を委託
平成 2 年	津山市による津山総合流通センター建設事業等実施要請
平成 3 年	津山総合流通センターの事業着手 工事は平成 8 年に着手。平成 10 年に完成
平成 10 年	津山流通センターの分譲を開始
平成 10 年 平成 12 年	津山市が都市公園用地（井口）取得事業に係る土地先行取得事業を委託
平成 13 年	津山市が建設残土センター（綾部）建設事業に係る土地先行取得事業を委託

て事業継続を図ってきました。

公社は、本市からの事業委託を受けて、多くの公有地を先行取得してきましたが、現在保有する先行取得公有地も、本市の事業委託により取得した土地です。

公有地先行取得事業の現状

平成元年度以降に公社が実施した総合斎場や街路事業用地などの公有地の先行取得にかかる事業費の総額は約 152 億円に上り、地価が右肩上がりの時代においては、公社は、公有地の取得にかかる本市の負担を抑制するなどの大きな役割を果たしてきました。

しかし、公社が現在も保有する先行取得公有地は、それぞれの事業を取り巻く状況の変化や、本市の厳しい財政運営の中で、買い戻しの要件となる事業化に至らず、結果として取得から 5 年を超える長期保有土地となっているのが現状です。

また、先行取得公有地の簿価には、借入金の支払利息などの経費が上乗せされることから、その簿価は、取得時点と比べ、大きく膨らんでいます。

こうした状況もあり、公社が保有する先行取得公有地については、本市による買い戻しが当初の見込みどおりに進んでおらず、現在は、前述の 3 地区(5 事業)の用地が残存しています。

土地造成事業(津山産業・流通センター)の現状

津山産業・流通センター事業が公社の経営に大きな影響を与えたことは、経営検討委員会も指摘していますが、多額の事業資金の調達、差損の発生による累積損失の拡大などから見ても、その影響が公社の経営悪化の主因といえます。

津山産業・流通センターは、工業などの導入促進、農業従事者の就業、並びに用地提供者や立地企業に対する税制上の優遇措置適用などの観点から、農村地域工業等導入促進法の指定を受けて整備した経過があり、さらに、工業地域としての都市計画法上の用途指定や環境アセスメント上の制約があることから、立地可能な業態は製造業・流通業などに限定されています。

また、企業立地を巡る環境は、製造業に代表される経済のグローバル化や、コスト削減を目的として企業が海外へ進出する傾向もあることから、全国的にも厳しい状況にあります。

こうした制約や企業立地を取り巻く現状から、津山産業・流通センターの分譲は、伸び悩んでいます。平成 23 年度に拡充した企業立地奨励金制度などの効果もあり、直近の動向としては、企業からの問い合わせが増えつつあります。

(3) 公社の事業が現状に至った経緯と対策

廃棄物最終処分場建設事業など(綾部用地)の経緯と対策

この事業は、昭和 51 年に竣工した現焼却施設(小桁)の老朽化などの逼迫した状況に対応するため、昭和 63 年から綾部地区において計画され、本市が先行取得を委託したものです。

綾部用地は、総面積が約 14.3 ヘクタールで、内訳は、廃棄物最終処分場建設事業用地が約 13 ヘクタール、建設残土センター用地が約 1.3 ヘクタールで、綾部用地全体の取得価格は、補償費などを含め約 4.4 億円です。

いわゆる総合ごみ処理センターの建設を巡っては、地元地域全体でのコンセンサスが得られ

ず、平成7年に綾部地区での建設を断念した後も、田邑・一宮地区、南横山地区、高尾地区、そして、再度綾部地区へと候補地が変遷し、現在、領家地区において新クリーンセンターの建設を進めている状況です。

この間、綾部用地の簿価は、先行取得に伴う借入金に対する支払利息負担などが上乗せされ、平成24年3月末時点では約6.7億円にまで増加しています。

綾部用地は、当初の事業委託から20年以上が経過していますが、総合ごみ処理センターの建設を巡る一連の経緯を経て、今なお事業用途の見直しもできず、処分できない状態です。

その理由は、綾部用地が、山林や田などからなる広大な土地で、他の用途で利活用するには、造成や樹木の伐採等の工事に係る経費の負担が必要となるためです。

こうした現状が、公社の経営を圧迫していることを考慮すれば、本市としても、事業の推進のあり方や綾部用地が長期未処分状態となってしまった結果を重く受け止める必要がありますが、公社の解散に当たっては、保有資産を処分することが前提となるため、綾部用地についても、公社から所有権を移転することが求められます。

このように、綾部用地については、前述の用地の地勢などから、直ちに事業化することは難しいと考えますが、直近においては、民間からも活用を働きかける提案が幾つか寄せられており、本市としては、土地開発基金で取得し、引き続き、活用策を検討していく方針です。

都市公園整備事業（井口用地）の経緯と対策

当該事業は、本市が策定した「緑の基本計画」などに基づき計画された公園整備などを目的として、平成10年と平成12年に本市が公社に対して、津山卸センター跡地などの先行取得を委託したものです。

井口用地の面積は、約2.7ヘクタール、取得金額の合計は約13.7億円ですが、平成24年3月末時点の簿価は約15.3億円となっており、綾部用地と同じく借入金の支払利息などが上乗せされ、取得時点と比べ、簿価が膨らむ結果となっています。

平成10年から平成12年当時は、津山産業・流通センターの分譲が開始されるとともに、再開業事業やグリーンヒルズなどの大型事業が相次ぎ、さらに、新クリーンセンターの建設や津山駅前周辺整備などの課題が山積する状況にありました。

こうした状況の中で、公社による井口用地の取得は進められることとなりましたが、用地取得の終了後も、厳しい財政状況下で、これまで本市の事業化による買い戻しは、見送られてきました。

一方、井口用地の近隣地域では、平成10年の台風10号災害時に、甚大な被害を受けた地区があり、井口用地は、災害時の避難場所としてクローズアップされることになりました。また、隣接する「つやまNPO支援センター」は、台風10号災害時もボランティア活動の中心となった経過があります。

こうした実態や経過を踏まえ、井口用地の利活用策を再検討した結果、第4次総合計画後期実施計画においては、避難施設としての防災機能を付加した都市公園（面積：約2ヘクタール）の整備と、養護老人ホーム「ときわ園」（敷地面積：約0.7ヘクタール）の新築移転を主要事業として位置付けることとなりました。

また、井口用地の整備は、平成 24 年度中の国の認定を目指す「津山市中心市街地活性化基本計画」にも、主要事業として盛り込んでおり、合併特例債や国の交付金などの有利な財源を活用し、事業化を図る方針です。

津山産業・流通センター事業の経緯と対策

ア 津山産業・流通センター建設の経緯

津山産業・流通センター（当初は津山総合流通センター）事業は、昭和 50 年代から提唱されてきた経過があり、昭和 61 年度策定の「津山市新総合計画(昭和 61 年度～平成 7 年度)」においても、総合流通センター建設の促進が掲げられています。

当該事業の推進の背景には、県が、昭和 61 年に岡山県総合流通センター（岡山市、早島町）のサブセンター（中継基地）を県北に設ける意向を示したことがあげられます。

こうした機運が高まる中、津山商工会議所を中心に産官で構成される「津山総合流通センター推進協議会」などの強い要望もあり、本市は、昭和 63 年に「津山総合流通センター建設基本構想」を策定し、流通センターの場所や規模、アクセスなどの基本プランを明らかにしました。

また、同構想においては、津山総合流通センター建設に対する賛否も示され、津山卸センターの取引先企業（170 社）の調査では、約 6 割が建設に賛成する回答となっています。

しかし、県は、平成 2 年 2 月にサブセンターを真庭地区に建設することを決定し、当該事業は方向転換を余儀なくされました。

当時は、津山圏域に独自の流通拠点を建設するほかはないとの意見も多く、中小卸売業を中心に、一部大手卸売業や運輸業を配置した地域密着型流通団地とする計画に見直しがなされ、本市としても、物流の高度化と近代化を図るために推進するとの判断に至りました。

当該事業にかかる具体的な取り組みは、平成 2 年 4 月の本市から公社への事業要請がスタートであり、平成 3 年 3 月には公社の理事会が事業計画を承認し、平成 3 年度からは用地買収交渉を開始しています。

イ 津山産業・流通センターへの評価と対策

用地買収の開始以降の保有用地と借入金残高の推移については、前述の 2(1) のとおりですが、津山産業・流通センターの開発面積は 93.2 ヘクタール、その内、分譲面積（平地面積）は 44.8 ヘクタール、総事業費は 150 億円（平成 10 年度末までの支払利息を含む）を上回っています。

当該事業を巡っては、長期にわたる分譲率の低迷、多額の借り入れによる公社の資金繰りの悪化、並びに解消が困難な差損などの課題を生み、その影響は、公社の経営だけではなく、債務保証を行っている本市に対しても、大きく及んでいるといえます。

確かに、公社が実施したこれまでの工業団地などの造成が、実質完売の状態で終結していることを考慮すれば、津山産業・流通センター事業も、企業誘致による雇用や税収への波及効果が予測され、大きな期待があったことも事実です。

また、当時の本市の流通機能は、卸商業の一部が団地を形成しているものの、運送業、倉

庫業等は点在している状況であり、物流環境の変化に即応していくためにも、津山圏域内に広域的な物流拠点を設けることは、事業計画に一定の合理性が認められると判断されます。

しかし、現在の公社の経営状況を踏まえ、現時点から当時を振り返ってみると、いわゆるバブル景気が平成初頭には終わり、経済情勢の変化が明らかとなり、立地予定を見直す事業者も現れていた状況の中で、土地の取得を継続し、造成の進め方や分譲方法について、見直しを行わなかったことについては、別の経営判断があったのではないかとの評価もできます。

なお、津山産業・流通センターは、本市最大の産業集積を期待され、かつ、多額の事業費を費やして整備された流通団地であり、現在も多くの企業が立地し、今後も、産業集積の可能性を秘めています。

したがって、本市が今なすべきことは、公社の解散による債権債務の整理とともに、津山産業・流通センターへの企業立地を促進し、負担以上の経済効果を創出することともいえ、早期に未分譲地を分譲していくことが、果たすべき重要な責務と考えています。

(4) 公社の経営悪化の要因と対策

ア 経営悪化の要因の究明

公社の経営状況が悪化した要因は、これまで示してきたように、様々な要素が複雑に絡んだものです。

しかしながら、第一に、公有地先行取得事業では、事業の延期や中止など、各事業を巡る状況変化があるものの、公社に先行取得を委託しておきながら、速やかに買い戻せなかったことが、負担の拡大を招く大きな要因になったといえます。

これについては、事業の確実な見通しがつく前に、公社による先行取得という手段を選択してきたという実態を、行政経営の面からも厳しく受け止める必要があります。

また、買い戻しができない先行取得公有地については、その対策として民間へ売却等を行うことも考えられますが、近年の地価の推移や民間などの希望購入価格と借入金の金利が上乘せされた簿価との乖離が大きくなっている現状を考慮すれば、そうした対策が現実にとれなかったことは、やむを得なかったともいえます。

第二に、津山産業・流通センター事業では、バブル崩壊やグローバル化の進展、その後の世界的な金融危機を招いたリーマン・ショックなどの経済情勢の変化という背景の下での分譲となったことで、簿価と時価との差が拡大し、また、企業の国内での設備投資が減速したことにより、分譲が進展しなかったことが、最大の要因となっています。

そして、企業誘致による雇用創出と定住推進という大きな目的があったとはいえ、地価の下落が顕著になりつつある時期に、取り巻く状況の変化に応じた計画の見直し等の的確かつ具体的な対策がとられないまま事業を推進したことが、公社の経営悪化を誘引したといえます。

以上述べてきた公社の経営悪化の要因を踏まえ、公社の役員を含めた当時の関係者の責任について検証すると、まず、先行取得公有地の本市による買い戻しが円滑に行えなかったのは、公社ではなく、むしろそれを委託した本市の事情によるものといえます。

また、公社は公拡法の規定により公共用地・公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であっ

て、その事業が本市の雇用や経済の発展に寄与している点においても、一定の公益性を有しており、単に採算性のみをもって経営判断の妥当性を断ずることは適当でないと考えられます。さらに、経営悪化の要因となった事業が実施されてから相当の時間が経過しており、事業実施の背景や詳しい事実関係を調査するには限界があります。

こうした実態を顧みれば、公社の経営悪化について、公社の役員等の責任を追及することは難しいと考えられます。

イ 対策の必要性

一方、公社の経営悪化は、債務保証を行っている本市の財政運営にも影響を与えています。

つまり、本市が債務保証を行っている以上、金融機関からの借入金は実質的に本市の債務と見なされるものであり、多額の債務の存在を踏まえれば、本市としても、何らかの対策を継続的に行う必要があったのではないかと考えられます。

このことについては、平成 18 年に本市が策定した経営健全化計画に基づき、公社の債務の圧縮に努めてきましたが、公社が金融機関に支払う金利は、当時、年 3 億円に迫る年度もあり、これ以上の借入金の増加を抑制するためにも、抜本的対策の必要性は検討されていました。

しかし、当時の市政を巡る状況や厳しい財政事情、そして、当時はまだ三セク債の制度化前であったという事実等を考慮すれば、抜本的対策をとることは容易ではなかったのも事実です。

その中で、対策の一つとして、毎年の歳計剰余金を債務の返済に充てるべき、という提案がなされてきた経過があります。

本提案は、制度として組み立てる上での課題が多く、これまで実現していませんが、本提案の趣旨も踏まえ、平成 18 年度からは、経営健全化計画に基づく利子補給として実施されています。

しかしながら、利子補給は、公社の借入金の増加を抑制する観点から一定の効果はありましたが、前述したとおり、このままの状態では、本市は長期にわたって利子補給を継続していく必要がある上、元金についても対策が求められることとなるため、抜本的に公社の借入金を整理する必要があります。

ウ 小括

本市は、地方自治法や公拡法の規定に基づき、公社を監督する立場にあり、また、公社最大の事業である津山産業・流通センターについては、公社に対し事業要請を行った経緯も踏まえれば、公社の債務の清算に当たり、上記の法的地位や事業の関与の程度に応じた責任を果たすことが求められます。

そういった責任負担の観点から、本市の対応を振り返れば、それぞれの局面ごとに十分な対応がとれたとはいいい切れず、結果としてこの問題の解決を先送りしてきた経緯が認められます。

しかし、公社の問題解決を今後も先送りした場合、長期的には本市の負担は拡大し、さらなる市民負担増も想定される状況です。したがって、このまま対策を行わず、深刻化する事態を看過することは、いわゆる行政としての「不作為」となり、本市として選択できる対応ではありません。

本市の今回の決断は、非常に重いものとなりますが、長期にわたる負担の存在を明らかにした上で、負の遺産の整理に踏み込み、かつ、問題の解決に向けての道筋を示していくことが、直面する現状に対する正当な責任の果たし方ではないかと考えています。

3 解散の必要性和その具体的方策

(1) 公社経営健全化への取り組み経過と経営検討委員会の検討結果

本市においては、公社の損益累計がマイナスに転じた平成 17 年度以降、公社の経営健全化に取り組んでおり、平成 18 年 3 月には、公社の経営健全化計画を策定しています。

経営健全化計画では、土地開発基金による先行取得公有地の買い戻し、地域づくり基金からの低利子貸付（34 億円）、支払利息負担を軽減するための利子補給（累計 12.66 億円）などの対策を行い、公社が長期保有する土地の簿価総額の縮減（約 13 億円の削減）を図るとともに、借入金残高を圧縮（平成 18 年 3 月末時点から約 12 億円を削減）する結果となっています。

また、本市は「第三セクター等の改革について（平成 20 年 6 月 30 日付け総財公第 112 号総務省自治財政局長通知）」に基づき、前述のように「津山市外郭団体経営検討委員会」を設置し、公社の改革についても、調査・検討を行ってきたところであり、経営検討委員会の検討結果については、平成 22 年 3 月に「外郭団体の経営改革に関する見解」として取りまとめられています。

この見解においては、公社の事業再生・整理について、津山産業・流通センターの未処分用地と財務への影響、事業継続の必要性和抜本的対策の公益性、あるいは三セク債の起債による影響などについて検証を行い、その上で「津山市は、この負の遺産の整理を将来に先送りすることなく、抜本的解決を図るためにも、第三セクター等改革推進債の活用を前提に、金融支援に踏み込んだスキームの構築を検討すべきである。」と結論付けられました。

(2) 三セク債の概要

平成 21 年に国が創設した三セク債制度は、これまでも、土地開発公社を含めた外郭団体の解散・整理に活用されており、活用事例は、平成 23 年度までに 66 件となっています。

三セク債を公社の事業整理に活用するに当たっては、解散又は業務の一部廃止が条件となることから、本市においても、こうした条件を前提に作業を進めていく必要があります。

また、対象経費については「土地開発公社が解散や業務の一部廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む。）」としています。

したがって、本市の場合は、金融機関からの借入金と償還時の支払利息などが、対象経費の範囲と見込まれます。

次に、三セク債制度は、一定期間内における集中的な改革を国が推進している観点からも、発行年度を平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間に限定されています。つまり、公社の事業整理に当たっては、平成 25 年度までに取り組むことが求められています。

また、三セク債の償還年限は 10 年以内を基本としていますが、必要に応じ 10 年を超える償還年限を設定することができるとされています。

三セク債の概要

起債対象経費

解散又は業務の一部廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている土地開発公社等の借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

起債対象期間

平成 21 年度～25 年度（一定期間内の集中的な改革を推進）

発行手続き

・議会の議決 ・都道府県知事の許可

償還年限等

償還年限は 10 年以内を基本とするが、必要に応じ 10 年を超える償還年限を設定することができる。

支払利息の一部について、特別交付税措置が講じられる。

(3) 解散の必要性について

公社は、本市からの公有地の先行取得依頼に基づき、本市の債務保証を受け、金融機関から事業資金を調達し、都市基盤の整備に必要な用地取得を行ってきました。

また、独自事業として取り組んできた工業団地、流通業務団地及び住宅団地の造成並びに分譲事業は、企業の誘致や住環境の改善といった効果を生むとともに、本市が内陸工業都市として発展する原動力になるなど、長年にわたり、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてきました。

さらに、土地価格が右肩上がりに上昇を続けていた時代においては、公社の迅速な対応により、公有地を先行取得した方が、本市の財政負担を抑制する効果があったことも事実です。

しかし、平成初頭のバブル崩壊やグローバル化の進展、その後の世界的な金融危機を招いたり、マン・ショックなどの経済情勢の変化による経済活動の低下は、先行取得公有地の買い戻しや津山産業・流通センターの分譲を停滞させることとなり、公社の経営状況は、単年度収支の実質赤字が続くだけでなく、前述のとおり、約 54 億円の債務超過の状態に陥っています。

また、近年の土地価格の低迷や平成 19 年度以降は新たな公有地の先行取得依頼がない状況をみれば、経営検討委員会が指摘するように、公有地先行取得事業の必要性和、公社の存在意義は希薄となっているといえ、仮に、本市の公有地として、今後、取得が必要な用地があったとしても、公共用地取得事業特別会計による先行取得等により行政が直接取得することで対応が可能です。

そのような状況において、公社がこのままの状態でも存続すれば、長期保有土地などに係る借入金の利息が累増し、本市の買い戻しや利子補給の額がさらに膨らむこととなります。

また、本市は、公社の金融機関借入金に対して債務保証を行っており、仮に、公社が債務不履行といった事態となれば、金融機関は、本市に対して債務保証の履行を求めることとなります。

多額の負債を抱える地方三公社（土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社をいう。）については、三セク債が平成 25 年度までの時限措置でもあることから、全国的にこれを活用した解散や法的整理を行う事例が相次いでいます。

こうした公社を取り巻く厳しい現状を考慮すれば、経営検討委員会が指摘するように、国の時限措置である三セク債制度を活用して、公社の債務整理を行うことが、本市に求められる役割と

判断でき、かつ、そのことが、将来にわたる本市の財政健全化に資することにもなります。

したがって、本市としては、設立団体としての責任を果たすためにも、公社が担う事業を廃止するとともに、それに伴う債権と債務を整理し、その上で、市勢の発展に資する役割を果たし終えた公社の解散を行うことが、今、求められる最善の策と考えます。

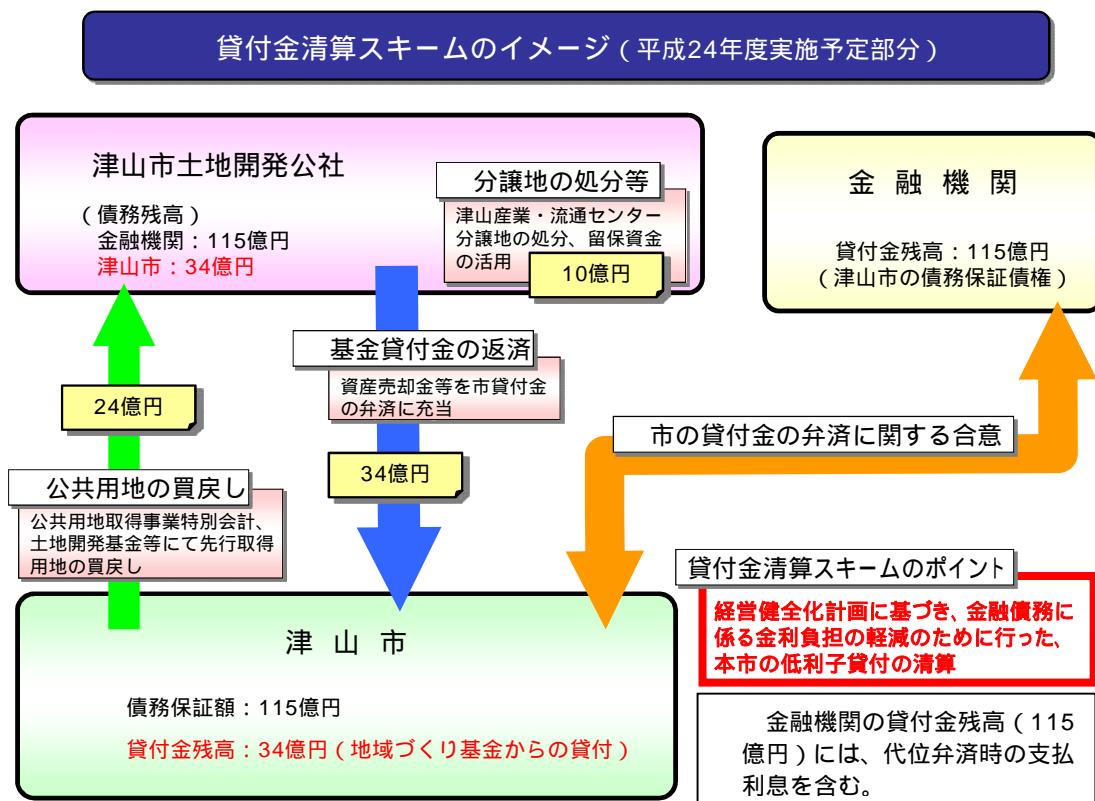
(4) 解散に向けた具体的な方策について（解散スキーム）

公社の解散に向けた債務の整理に当たっては、本市（地域づくり基金）からの貸付金（34億円）と金融機関からの借入金（約115億円）とに分けて、清算の枠組みを検討する必要があります。

まず、本市の貸付金については、三セク債を活用した整理が制度上行えず、かつ、公社の債務が完全に消滅する見通しが無い状態では三セク債の許可が受けられないことを前提にその清算の方法を検討しなければなりません。

当該貸付金の財源は、合併特例債により造成された地域づくり基金です。このため、新たな財政負担が想定される債権放棄よりも、貸付金を保全、回収した方が、本市の実質的な財政負担が少ないため、金融機関からの借入金の清算前に、公社から貸付金の返済を受けることとします。

なお、公社においては、市への返済原資を調達する必要があるため、先行取得公有地の処分による留保資金や、津山産業・流通センターの分譲収入を充当する予定です。

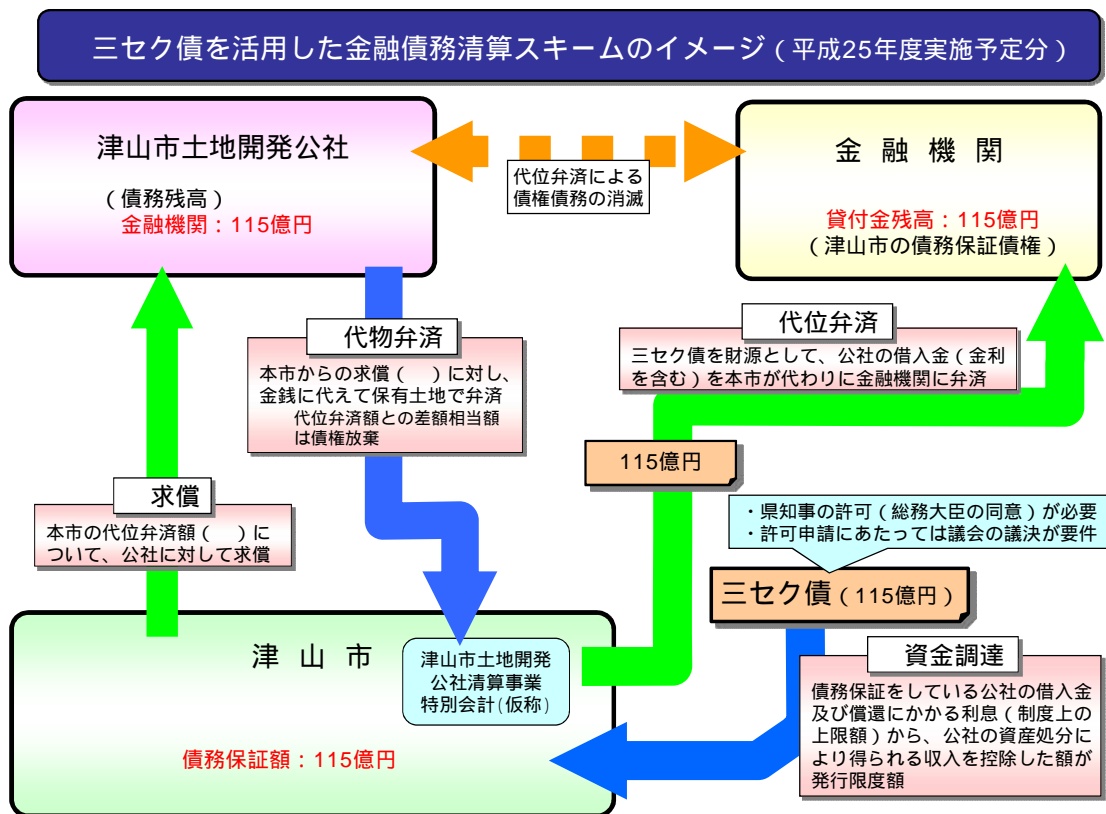


次に、金融機関からの借入金については、その全額を本市が債務保証していることから、三セク債を財源に、本市が金融機関に代位弁済をすることとします。

この代位弁済の措置は、三セク債制度の上でも前提となっているものですが、公社の財務状況が債務超過であり、かつ、金融機関からの借入金の返済原資が十分確保できていない状態から、少なくともその一部については、早晚、金融機関が本市に保証の履行を求める可能性があること、また、金利の面でも公社の借入金より本市の三セク債の方が、負担が軽いことを考慮すれば、合理的な対応といえます。

代位弁済後、本市はそれにより取得する求償権を公社に対して行使し、公社は保有資産により代物弁済を行います。

当該代物弁済によっても不足する部分の債権については、本市が設立団体としての責任を果たし、放棄します。（債権と債務が残存する状態では、公社は解散できない。）



4 解散計画

(1) 解散時期

公社の債務整理の財源に充てる三セク債は、期限となる平成25年度に起債し、同年度末までに公社を解散し、清算を結了します。

(2) 解散に係る手続き

保有資産の処分

ア 先行取得公有地（井口用地、綾部用地及び一方用地）は、本市が平成24年度末までに買い戻します。

イ 津山産業・流通センター鏡野町宅盤の未分譲地は、公社が平成 24 年度末までに鏡野町へ売却します。

三セク債の起債と公社の金融機関債務の清算手続き

ア 平成 25 年 3 月定例会市議会において、起債許可の申請の議決(地方財政法附則第 33 条の 5 の 7 第 3 項)並びに起債に係る歳入予算及び代位弁済に係る歳出予算の議決(地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号)を受けます。

イ 事前に、県や金融機関との調整を進め、議会の議決後、県知事の許可を受けて三セク債を発行し、公社の金融機関債務について、本市が債務保証契約に基づいて金融機関に対して代位弁済します。

公社解散手続き

ア 平成 25 年 3 月定例会市議会において、公社の解散の議決(公拡法第 22 条第 1 項)を受けます。

イ イの代位弁済後、県に公社の解散認可を申請し、審査を受けた後、解散の認可(公拡法第 22 条第 1 項)を受けます。

ウ 解散認可後は、清算人(解散時の公社理事が就任)によって、現行業務の結了、債権の取り立て及び債務の弁済、残余財産の引き渡しなどが行われます(公拡法第 22 条の 7 第 1 項)。

エ 清算結了の後、県知事への清算結了の届出(公拡法第 22 条第 11 項)により、解散手続きが終了します。

本市及び公社間の債権債務の清算手続き

ア 本市の貸付金については、平成 24 年度末に清算します。

イ 公社の金融機関債務の代位弁済により取得する求償権を公社に対し行使します。

ウ 公社は、求償債務の弁済資金がないため、残余資産により代物弁済を行います。

エ 求償額から代物弁済額を控除した残額の債権については、平成 25 年 9 月定例会市議会において権利の放棄の議決(自治法第 96 条第 1 項第 10 号)を受けます。

(3) 今後のスケジュール

時期	手続き内容	備考
H24. 11月	公社理事会（設立団体からの解散意思の受理） 解散プラン公表 解散認可事前協議（ 県）	
12月	【予算議案】先行取得用地買い戻し	
H25. 1月 ～ 2月	公社理事会解散同意議決 清算スキーム実施協定書の締結（ 金融機関）	定款の規定による同意議決
3月	【予算議案】歳入歳出予算、地方債限度額 【三セク債発行許可申請議案】 【公社解散議案】 鏡野宅盤分譲用地売買、所有権移転（公社 鏡野町）	自治法第 210 条、第 230 条 地財法附則第 33 条の 5 の 7 第 3 項 公拡法第 22 条第 1 項
9月	【債権放棄議案】 【財産取得議案】 三セク債許可申請（ 県） 三セク債発行許可（ 県） 発行 金融機関債務の代位弁済（ 金融機関） 代位弁済相当額の求償権行使（ 公社） 保有資産による代物弁済（ 公社） 債権放棄（ 公社）	自治法第 96 条第 1 項第 10 号 自治法第 96 条第 1 項第 8 号 議会の議決に付すべき契約及 び財産の取得又は処分に関する 条例第 3 条 債務保証契約に基づく
10月 ～ 12月	解散認可申請（ 県） 解散認可（ 県） 解散登記（清算法人へ移行） 清算人届出（ 岡山県） 清算人就任登録（ 法務局） 債権申出催告（官報公告 3 回）	公拡法第 22 条第 1 項 公拡法第 22 条の 6 公拡法第 22 条の 8
H26. 1月 ～ 3月	清算終了、残余財産の承継（公社 津山市） 清算終了届出（ 県）清算終了登記 事業報告書などの提出（公社 津山市長） 清 算終了届出（ 県）	公拡法第 22 条の 11 公拡法第 18 条第 3 項及び第 22 条の 11
H26. 6月	経営状況を説明する資料の提出（議会） 事業 報告書などの提出（公社 津山市長）	自治法第 243 条の 3 第 2 項 公拡法第 18 条第 3 項（決算、 清算終了報告）

5 三セク債発行に係る財政シミュレーション

(1) 三セク債の発行額及び発行時期

発行額 115億円（限度額）

発行時期 平成25年9月末（予定）

(2) 起債償還計画

本市の財政状況を勘案して、三セク債の償還額を試算した結果は、次の表のとおりです。

元金と利子を合わせた償還額は、最も多い平成26年度で約 6 億円、最も少ない平成55年度で約

2 億円となります。

(単位 : 百万円)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
償 還 元 金	192	383	383	383	383	383	383	383	383	383
償 還 利 子	115	224	217	209	202	193	186	178	171	163
償 還 計	307	607	600	592	585	576	569	561	554	546
年度末残高	11,308	10,925	10,542	10,159	9,776	9,393	9,010	8,627	8,244	7,861

区 分	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45
償 還 元 金	383	383	383	383	383	383	383	383	383	383	383
償 還 利 子	156	147	140	132	125	118	109	101	94	86	79
償 還 計	539	530	523	515	508	501	492	484	477	469	462
年度末残高	7,478	7,095	6,712	6,329	5,946	5,563	5,180	4,797	4,414	4,031	3,648

区 分	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	合計
償 還 元 金	384	384	384	384	384	384	384	384	384	192	11,500
償 還 利 子	71	63	56	48	40	33	25	17	10	2	3,510
償 還 計	455	447	440	432	424	417	409	401	394	194	15,010
年度末残高	3,264	2,880	2,496	2,112	1,728	1,344	960	576	192	0	

試算条件 借入額：115億円、償還方法：元金均等償還、償還年数：30年、借入利率：年利2.0%

償還年限については、本市の厳しい財政状況などを考慮して、可能な限り長期の償還年限を設定し、単年度の財政負担を抑制していくことが長期的な財政運営の適正化に資するという観点から、実例上の上限である30年を基礎として試算しています。

6 三セク債発行が市財政に与える影響

(1) 長期財政見通し

115 億円という多額の起債の発行により、本市は、長期間にわたり起債償還に係る一定の財政負担を余儀なくされることとなりますが、償還期間中の健全な財政運営を維持するために必要な取り組みを把握するため、平成 24 年 1 月に公表した本市の中期財政見通し(平成 24 年度～平成 27 年度)において基礎とした条件の下で本市の長期財政見通しを推計した結果は、次のとおりです。

平成 25 年度に単年度収支で約 7.1 億円の赤字が発生した後、収支の累積でも赤字が増大し、平成 55 年度では累積赤字が約 140 億円に上り、実質赤字も相当期間続く見込みです。

財政健全化の判断指標では、実質公債費比率及び将来負担比率においては、危険水域に達する値にはなりません。実質赤字比率においては、平成 34 年度から財政健全化団体へ、平成 37 年度から財政再生団体に陥る値になる見込みで、毎年度の資金繰りに苦慮することが予想されます。いずれにしても、何らかの対策を講じなければ、適正な財政運営は見込めない状況になります。

収支見通しシミュレーション（一般財源ベース）

（単位：百万円）

区分	H24	H25	H30	H35	H40	H45	H50	H55
歳入	30,101	29,632	28,259	27,630	27,124	25,974	25,454	25,329
歳出	29,945	30,341	29,512	28,252	27,730	26,206	25,412	25,516
単年度収支	156	709	1,253	622	606	232	42	187
収支累積	156	553	3,671	8,404	11,356	13,527	13,729	14,068

（参考指標）

（単位：％）

実質赤字比率	-	-	-	17.1	29.5	39.7	41.4	43.1
実質公債費比率	14.6	15.2	15.9	12.9	10.8	9.2	8.9	9.2
将来負担比率	162.5	176.1	175.2	167.1	154.1	150.7	142.7	135.2

実質赤字比率... 地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準的な財政規模に対する割合で表したもので、基準値（市町村の財政規模に応じ 11.25～15％）を超えると財政健全化団体（財政健全化計画を策定して財政の健全化に取り組む地方公共団体をいう。）に、20％を超えると財政再生団体（財政再生計画を策定して財政の再生に取り組む地方公共団体であって、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業などを除き、地方債の起債ができないものをいう。）になります。

実質公債費比率... 地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の標準的な財政規模に対する割合で表したもので、25％を超えると財政健全化団体に、35％を超えると財政再生団体になります。

将来負担比率... 地方公共団体の借入金（地方債）などの現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の標準的な財政規模に対する割合で表したもので、350％を超えると財政健全化団体になります。

(2) 財政健全化への取り組み

ア これまでの取り組み

本市においては、行財政改革の取り組みを昭和 57 年度から始めており、現在は、第 9 次津山市行財政改革大綱（平成 22 年度～平成 27 年度）を中心に財政健全化に取り組んでいます。

定員、給与の適正化については、平成 17 年の市町村合併以降、定員適正化計画（平成 18 年 10 月）により職員の定数削減を行い、職員数は、平成 24 年 4 月 1 日で合併時から 155 名の減員となる 881 名となっています。また、平成 24 年 4 月 1 日から平均で 2 パーセント（人事院勧告分平均 0.2 パーセントを含む。）の職員給与の減額となる給料表の見直しを独自に行いました。

民間活力の有効活用については、施設管理に係るコスト縮減につながる指定管理者制度によって、効果が見込まれる施設について、平成 18 年 4 月以降、順次導入しており、現在 31 の公の施設の運営を指定管理者が行っています。

事務事業の見直しについては、平成 22 年から津山市版事業仕分けを実施し、今年度（平成 24 年度）までの 3 年間で 40 事務事業の仕分け判定（廃止 7、民間が実施 1、要改善 31、現行どおり 1）を行いました。

津山市行財政改革大綱及び同実行計画に基づくその他の取り組みを含めた平成 18 年度以降の行財政改革の効果額は、平成 18 年度で 2 億円、平成 19 年度で 1.5 億円、平成 20 年度で 2 億円、平成 21 年度で 1.3 億円、平成 22 年度で 2.2 億円、平成 23 年度で 1.5 億円となっており、100 パーセント以上の目標達成率となっています。

イ 「さらなる行財政改革」の取り組みの必要性と財源確保の目標

(1)の長期財政見通し(収支見通しシミュレーション)の設定条件では、平成25年度以降、単年度収支が極めて悪化することが想定されます。特に、三セク債の償還のほか、20年来の懸案となっている新クリーンセンター建設事業に係る起債償還や普通交付税の合併算定替の特例措置の終了などにより、津山市第4次総合計画の期間終了後の10年間(平成28年度～平成37年度)においては、厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

一方では、一定水準の市民サービスを維持した財政運営が求められ、このような厳しい財政状況の中でも、三セク債の償還期間において、実質赤字を生じさせないために、歳入の確保、歳出の抑制の両面でさらなる行財政改革の取り組みを実施する必要があります。

必要な財源の確保策としては、物件費、維持補修費の徹底的な削減、普通建設事業費の抑制、使用料及び手数料の見直しの強化、公営企業への基準外繰出金の削減、公営事業会計、一部事務組合の事業費の削減、職員数・職員給与などの見直しによる人件費削減などを行うこととします。

また、その取り組みの進め方については、予想される財源不足がこれまでの規模の人員・人件費の削減、特定の事務事業・施設の縮減・廃止策によって賄える範囲を超えるため、現行の全事務事業・施設について、廃止も含めた一定の整理を行う予定です。

これらの取り組みは、全体的・統一的に進める必要があるため、平成24年度にその基礎となる全事務事業・施設の点検を実施し、その分析結果を平成25年度策定予定の第9次行財政改革後期実行計画(平成25年度～平成27年度)として整理し、さらに平成28年度から平成37年度までの第10次行財政改革大綱の計画期間でも継続して行う予定です。

以上の方策を前提として、平成24年1月に公表した本市の中期財政見通しにおいて算定の基礎とした行財政改革の効果にさらに上乗せを行う具体的な行財政改革の取り組みの項目と目標とする効果額(平成25年度～平成55年度)を次のように設定します。

さらなる行財政改革による効果額の目標(平成25年度～平成55年度)

区分	項 目	中期財政見通し目標額	追加目標額
歳入	使用料・手数料等の見直し強化	62億円	31億円
歳出	物件費、維持補修費等の消費的経費の削減	147億円	19億円
	普通建設事業費の抑制	43億円	43億円
	公営事業への基準外繰出金の削減	-	7億円
	公営事業、一部事務組合の事業費の削減	-	28億円
	職員数・給与等の見直しによる人件費削減	32億円	40億円
計		284億円	168億円
行財政改革効果目標累計額			452億円

(3) 「さらなる行財政改革」の取り組み実施後の財政見通し

「さらなる行財政改革」の取り組みを実施した場合の長期財政見通しを推計した結果は、次のとおりです。

単年度収支では、平成 25 年度に約 6.9 億の赤字となりますが、平成 30 年度（約 7.9 億円の赤字）を境に改善がみられ、平成 42 年度以降は黒字運営が続きます。収支の累積でも、平成 34 年度、平成 36 年度及び平成 41 年度に 40 億円強の累積赤字となりますが、それをピークにその後は段階的に赤字が減少し、平成 50 年度には黒字に転じる見込みです。また、この間の赤字は、基金で賄える範囲にとどまる見通しです。

また、財政健全化の判断指標においても、実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれにも大きな影響はありません。

「さらなる行財政改革」の取り組み実施後の収支見通しシミュレーション（一般財源ベース）

（単位：百万円）

区 分	H24	H25	H30	H35	H40	H45	H50	H55
歳 入	30,101	29,632	28,310	27,683	27,127	25,979	25,410	25,286
歳 出	29,945	30,318	29,096	27,645	27,148	25,565	24,740	24,872
単年度収支	156	686	786	38	21	414	670	414
収支累積	156	530	2,122	3,998	3,934	2,906	84	2,791

（参考指標）

（単位：％）

実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率	14.6	15.2	15.9	12.6	10.0	8.3	8.1	8.9
将来負担比率	162.5	176.0	167.8	145.4	117.5	98.2	74.8	65.6

(4) まとめ

公社の解散は、本市の財政の健全化の観点に立てば、もはや避けては通れない課題であり、三セク債により公社の債務整理に必要な資金を調達できる期限の平成 25 年度中に実施することが妥当という判断に至ったことは既に述べたとおりですが、それには、財政見通し上の裏付けが必要となります。

三セク債の発行が今後の財政運営に与える影響を推測すると、「さらなる行財政改革」の取り組みにより、本市が地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく、財政の健全化や再生のための取り組みが必要となる団体に陥ることはない判断をしています。

また、キャッシュフロー（毎年度の資金繰り）の上でも、現状のままでは、単年度の収支で財源不足に陥る年度が一定期間続くことが想定され、累積赤字が基金などで賄える範囲を超え、赤字団体になるおそれがありますが、「さらなる行財政改革」に取り組むことにより、長期的な財政見通しの上では、財政破綻を起こすことなく適正な財政運営を行うことができ、公社の解散と債務整理は実施可能であると判断しています。

その判断を確固たるものにするためにも、津山産業・流通センター分譲地の早期売却に鋭意取り組みながら、自主財源の確保を図ることで、住民サービスの低下を招かぬよう、財政運営の適正化に一層努めていきます。

7 総括

本プランは、3年にわたる検討・協議を経て策定したのですが、その内容は、将来の津山市の適正な財政運営を目指す行財政改革の取り組みの一端を表すものです。

確かに、公社の経営状況の悪化は、バブル崩壊やグローバル化の進展、その後の世界的な金融危機を招いたリーマン・ショックなどの経済情勢の変化という背景の下で、先行取得公有地や津山産業・流通センター分譲地の処分が計画どおりに進まなかったことが要因です。

しかし、その責任の一端が、本市にまったくなかったとも言い切れず、反省すべきは反省し、今後の行政運営において生かしていくことが肝要です。

その意味においても、三セク債の活用による公社の解散は、長期的にみれば本市の抜本的な財政健全化に資する対策の一環といえ、本市が実施しなければならない重要な取り組みの一つです。

一方、本市が未来にわたって果たすべき役割と責任は、負の遺産の整理にとどまらず、その大きな代償を認識した上で、津山産業・流通センター分譲地への企業立地の促進など、本市の将来を見据えたまちづくりを計画的に進めていくことだと認識しています。

最後に、過去の政策の妥当性を評価するに当たっては、現在の価値観だけで評価するのではなく、当時の状況から見ても正しい選択であったのか、そして、その選択以外の方法がなかったのかということが、判断基準の一つになると考えます。

解散スキームは、公社、そして債務保証を行う本市の財政問題を解決するために行うものであり、この債務を解消し、本市の財政健全化を図ることが必要との前提に立てば、三セク債が時限措置である以上、現状において、この選択以外の方法はないと判断されます。

そして、解散スキームは、財政健全化が求められる現在の価値観に照らして、妥当と判断し得たとしても、この重い決断が後世の評価に堪えられるかどうかは、今後の取り組み如何であり、本市としては、この解散スキームを転機とした新たなまちづくりを進めていくことで、求められる責任の一端を果たしていく所存です。